

みんなが共に暮らせる明るい社会へ

障害のある人への差別をなくそう！

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部が改正され、これまで努力義務であった合理的配慮が義務化されます。障害のある人もない人も分け隔てなく、共に生きる社会をつくりましょう。

障害者差別解消法とは

全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障害を理由とする差別の解消を目的としています。国や地方の行政機関、民間事業者（NPOなどの非営利事業者を含む）に向けた法律です。

この法律では、障害のある人に対するどのような行為が不当な差別に当たるのか、差別を解消するためにはどのような配慮をしなければならないか、といったことなどが具体的に定められています。

対象になる障害のある人とは

障害者基本法で定められている

る、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能の障害がある人で、障害や社会的障壁（日常生活や社会生活において障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念など）によって、日々の生活になんらかの支障をきたしている全ての人が対象です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

不当な差別とは

●不当な差別的取り扱い

正当な理由もなく、障害があることを理由として、サービスなどの提供を拒否したり制限したり、障害がない人と違う扱いをすることです。

●合理的配慮をしないこと

障害のある人が困っているときに、その人の障害に応じた必要な配慮などをしないことです。例えば、乗り物に乗るときに手助けを頼んだにもかかわらず、職員などから必要な援助を受け

られないことや、筆談・文章の読み上げ・ゆっくりと丁寧な説明を希望したにもかかわらず、配慮してもらえないことなどが、合理的配慮に欠ける行為に当たります。

今回の主な改正点は

これまで努力義務とされていた、民間事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が、義務化されます。この改正によって、事業者は障害のある人からなんらかの配慮を求められた場合、負担が重過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な措置を行わなければなりません。

差別などに関する相談先は

市の相談窓口業務の委託先である「社会福祉法人ロザリオ聖母会 海匠ネットワーク」へ相談してください。相談は無料で、秘密は守られます。

受付時間／月～土曜日（祝日を除く）…午前8時30分～午後5時（☎60・2578）

問い合わせ先

社会福祉課障害福祉班

☎62・5351